七　次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものの整備に関する事業

イ　特定公益的施設（法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設をいう。）　駐車場、駐輪場、集会施設、休憩施設及び案内施設

ロ　特定公共施設（法第三十二条第一項に規定する特定公共施設をいう。）　道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路に該当するものを除く。）、公園（都市公園に該当するものを除く。）、広場及び緑地（都市公園に該当するものを除く。）

八　帰還する住民の生活及び地域経済の再建のため、面積がおおむね五百平方メートル以上の土地を適正な形状、面積等を備えた一団の土地とする事業

九　（略）

2　帰還環境整備事業計画（法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画をいう。以下同じ。）に前項第七号又は第八号に掲げる事業に関する事項を記載する場合には、併せて、当該事業の実施区域を記載するものとする。

（帰還環境整備交付金の配分計画の作成）

第九条　内閣総理大臣は、避難指示・解除区域市町村等（法第三十四条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村等をいう。以下同じ。）から、同項の規定により帰還環境整備事業計画の提出を受けた場合は、帰還環境整備交付金（法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により帰還環境整備交付金交付担当大臣（同項に規定する帰還環境整備交付金交付担当大臣をいう。次項において同じ。）が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2　（略）

（帰還環境整備事業計画の実績に関する評価）

第十一条　避難指示・解除区域市町村等は、帰還環境整備事業計画（法第三十四条第一項の規定により提出されたものに限る。）の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2　（略）

（法第三十七条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第十三条　（略）

2　確認を受けようとする個人事業者又は法人の申請については、当該個人事業者又は法人が法第四条第三号に規定する原子力災害の被災者である労働者（第四項において「被災労働者」という。）を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等（当該区域が避難解除区域等となった日をいう。第四項において同じ。）以後に行うものとする。

3～6　（略）

（生活の拠点を形成するために必要な事業）

第十五条　（略）

一～三　（略）

四　道路法第二条第一項に規定する道路の修繕に関する事業

五・六　（略）

（新設）

（帰還環境整備交付金の配分計画の作成）

第九条　内閣総理大臣は、避難指示・解除区域市町村等（法第三十四条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村等をいう。以下同じ。）から、同項の規定により帰還環境整備事業計画（法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画をいう。第十一条第一項において同じ。）の提出を受けた場合は、帰還環境整備交付金（法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により帰還環境整備交付金交付担当大臣（同項に規定する帰還環境整備交付金交付担当大臣をいう。次項において同じ。）が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2　（略）

（帰還環境整備事業計画の実績に関する評価）

第十一条　避難指示・解除区域市町村等は、帰還環境整備事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2　（略）

（法第三十七条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第十三条　（略）

2　確認を受けようとする個人事業者又は法人の申請については、当該個人事業者又は法人が法第四条第三号に規定する原子力災害の被災者である労働者（第四項において「被災労働者」という。）を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等（当該区域が避難解除区域等（法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等をいう。第四項及び第五項において同じ。）となった日をいう。第四項において同じ。）以後に行うものとする。

3～6　（略）

（生活の拠点を形成するために必要な事業）

第十五条　（略）

一～三　（略）

四　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路の修繕に関する事業

五・六　（略）

附　則

この庁令は、平成三十一年四月一日から施行する。